

1 1 . 教育

○長浜市がめざす教育の姿（基本方針）

つながりあい、学びあい、豊かに生きる人づくりをめざす「ながはま」

6つの基本目標

- ・基本目標1 乳幼児期における就学前教育を充実します
- ・基本目標2 子どもの自立に向けて「生きる力」を育む教育を推進します
- ・基本目標3 学校・家庭・地域のつながりを深め、地域全体の教育力の向上をめざします
- ・基本目標4 地域の伝統・文化を生かし、郷土を愛する心を育てます
- ・基本目標5 市民一人ひとりが学びあえる生涯学習環境の充実を図ります
- ・基本目標6 安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備します

○教育委員会

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置される行政委員会で、教育長と5人の教育委員をもって組織される合議制の執行機関です。

1. 教育長

板山 英信（任期 R3. 4. 1～R6. 3. 31）

2. 教育委員

教育長職務代理者	美濃部 俊裕（任期 H30. 4. 1～R4. 3. 31）
委員	廣田 光前（任期 H31. 4. 1～R5. 3. 31）
委員	宮本 麻里（任期 H31. 4. 1～R5. 3. 31）
委員	中村 亜紀（任期 R 2. 4. 1～R6. 3. 31）
委員	松宮 誠也（任期 R 3. 4. 1～R7. 3. 31）

3. 報酬月額

教育長 700,000 円 委員 50,000 円

○学校教育

1. 小学校 小学校

令和3年4月1日現在

校名	区分 創立年	児童生徒数 〔（ ）内特別支援 学級児童数〕	学級数	教室数		教職員数	校地面積 (㎡)	建物面積(㎡)			体育館 (㎡)	プ ール
				普通	特別			木造	非木造	計		
長浜小	M4. 9	835 37	33 7	32	18	47	30,069	190	8,134	8,324	1,530	2
長浜北小	S29. 4	819 24	31 6	29	18	46	31,048	26	8,005	8,031	1,498	2
神照小	M6. 2	619 18	24 4	24	17	33	23,764	-	6,461	6,461	1,388	2
南郷里小	M8. 5	581 17	22 3	21	14	34	19,659	-	5,687	5,687	981	2
北郷里小	M8. 12	178 5	8 2	8	21	17	17,383	-	4,809	4,809	1,070	2
長浜南小	S42. 4	454 5	18 2	18	10	24	35,951	-	6,765	6,765	1,298	2
湯田小	M8. 10	428 10	19 3	20	8	26	26,879	-	6,033	6,033	1,067	2
田根小	M8. 9	52 0	6 0	6	8	10	12,832	-	2,138	2,138	755	1
浅井小	H26. 4	218 6	12 3	12	9	18	15,611	-	3,572	3,572	1,060	2
びわ南小	M6. 3	188 5	9 2	11	15	15	28,556	-	5,220	5,220	1,092	2
びわ北小	M8. 4	116 1	7 1	6	12	12	20,173	-	3,268	3,268	788	2
小谷小	M8. 7	85 1	7 1	7	10	12	14,753	-	2,688	2,688	734	2
速水小	M9. 10	228 11	12 3	14	9	19	19,653	-	4,173	4,173	1,338	2
朝日小	M6. 11	132 5	8 2	8	13	13	13,960	-	5,001	5,001	1,128	2
富永小	M17. 6	89 3	8 2	8	9	13	9,636	-	3,386	3,386	880	2
高月小	M6. 12	327 10	14 2	14	8	22	34,064	-	4,940	4,940	991	2
古保利小	M34. 4	80 1	7 1	7	8	13	22,191	-	2,968	2,968	991	1
七郷小	M19. 11	84 1	7 1	6	9	12	13,256	-	2,865	2,865	845	1
高時小	M19. 11	43 0	6 0	6	6	10	15,648	-	1,963	1,963	544	1
木之本小	M44. 4	202 8	10 3	10	14	21	13,544	-	5,278	5,278	1,176	1
伊香具小	M43. 3	48 0	5 0	5	8	9	6,003	0	1,798	1,798	469	-
塩津小	M19. 11	81 2	7 1	6	10	12	17,869	-	2,815	2,815	964	2
永原小	M39. 4	92 2	7 1	8	13	12	12,244	0	3,646	3,646	745	2
計		5,979 172	287 50	286	267	450	454,746	216	101,613	101,829	23,332	39

2. 中学校

校名	区分 創立年	児童生徒数 〔（ ）内特別支援 学級生徒数〕	教室数		教職員数	校地面積 (㎡)	建物面積(㎡)			体育館 (㎡)	プ ール	
			普通	特別			木造	非木造	計			
												学級数
西中学校	S22.4	492 19	19 4	18	27	37	34,797	-	6,076	6,076	1,286	1
北中学校	S22.4	671 21	24 4	25	19	45	29,640	-	7,130	7,130	1,407	1
東中学校	S22.4	212 7	10 3	12	28	25	27,164	32	6,094	6,126	1,106	1
南中学校	S22.4	387 14	15 3	14	15	28	26,595	-	4,468	4,468	1,110	1
浅井中学校	S22.4	452 11	16 2	16	16	29	46,429	-	6,120	6,120	1,178	1
びわ中学校	S22.4	180 6	8 2	9	18	16	34,143	141	4,942	5,083	1,472	0
湖北中学校	S23.9	279 6	11 2	10	19	23	28,462	-	4,537	4,537	1,503	1
高月中学校	S23.7	250 3	11 2	11	16	22	29,859	-	4,920	4,920	1,938	0
木之本中学校	S22.4	139 2	6 1	7	24	21	25,732	-	5,585	5,585	1,992	0
西浅井中学校	S45.4	88 2	5 1	5	19	12	25,074	-	3,761	3,761	1,485	1
計		3,150 91	125 24	127	201	258	307,895	173	53,633	53,806	14,477	7

3. 義務教育学校

校名	区分 創立年	児童生徒数 〔（ ）内特別支援 学級生徒数〕	教室数		教職員数	校地面積 (㎡)	建物面積(㎡)			体育館 (㎡)	プ ール	
			普通	特別			木造	非木造	計			
												学級数
余呉小中学校 (前期課程)	H30.4	82	7	10	14	13	56,101	-	9,470	9,470	2,424	2
		1	1									
余呉小中学校 (後期課程)		49	3									
虎姫学園 (前期課程)	R2.4	222	11	18	33	21	36,031	-	9,646	9,646	1,743	2
		9	3									
虎姫学園 (後期課程)		135	6									
		2	1									
計		488 12	27 5	28	47	63	92,132	-	19,116	19,116	4,167	4

※面積は文部科学省管理の公立学校施設台帳の作成要領に基づくもの。

○幼稚園・保育所・認定こども園

1. 幼稚園

令和3年4月1日現在

区分 園名	創立年	園児数				学級 数	保育 室数	職員 数	園地面積 (㎡)	建物面積(㎡)		
		3歳児	4歳児	5歳児	計					木造	非木造	計
長浜幼稚園	M35.7	14	17	17	48	3	7	10	2,601	-	1,398	1,398
長浜北幼稚園	S45.4	16	19	18	53	3	9	13	3,390	-	1,603	1,603
長浜西幼稚園	S45.4	14	15	15	44	3	4	9	4,040	-	841	841
わかば幼稚園	S45.4	22	15	17	54	3	5	10	3,842	-	1,181	1,181
神照幼稚園	S43.4	34	23	31	88	4	10	19	7,003	32	1,875	1,907
南郷里幼稚園	S43.4	30	23	33	86	4	8	23	6,947	-	1,358	1,358
北郷里幼稚園	S45.4	3	2	5	10	3	5	6	4,630	-	1,073	1,073
湖北幼稚園	H26.4	17	14	14	45	3	6	9	8,779	1,262	-	1,261
計		150	128	150	428	26	54	99	41,232	1,294	9,329	10,622

※建物面積については、文科省基準の建物面積で、吹抜け、渡り廊下、自転車小屋、ピロティ、ポンプ小屋等は含まない。

(所在地)

長浜幼稚園	朝日町5番14号
長浜北幼稚園	三ツ矢元町19番24号
長浜西幼稚園	相撲町604番地6
わかば幼稚園	八幡東町520番地1

神照幼稚園	新庄寺町480番地
南郷里幼稚園	新栄町626番地
北郷里幼稚園	春近町196番地1
湖北幼稚園	湖北町速水909番地2

2. 幼稚園保育料

国の幼児教育・保育の無償化制度により、令和元年10月から幼稚園保育料は無償となりました。

3. 保育所

令和3年4月1日現在

設置	園名	定員	園児数	職員数	園舎面積 (㎡)	構造	敷地面積 (㎡)	所在地
長浜市	北保育園	225	218 {0}	58	1,597.80	非木造平屋	6,104	神照町596番地
	さくらんぼ保育園	130	68 {0}	31	866.10	非木造平屋	2,978	西上坂町1158番地
	一麦保育園	80	57 {0}	21	607.25	非木造平屋	2,002	湖北町山本3089番地
	小計	435	343 {0}	110	3,071.15		11,084	
社会福祉法人	長浜梅香保育園	135	152 {0}	28	775.70	非木造2階	1,978	三ツ矢元町17番25号
	長浜梅香乳児保育園	39	35 {0}	21	481.11	木造2階	1,095	三ツ矢元町24番3号
	長浜愛児園	150	136 {2}	39	997.15	非木造2階	2,891	八幡東町562番地
	ほいくえん ももの家	85	83 {2}	22	654.02	非木造2階	1,400	大戌亥町1260番地
	チャイルドハウス	190	98 {1}	26	1,724.04	非木造2階	3,000	田村町1606番地
	ひよこ乳児保育園	45	42 {1}	25	385.84	非木造2階	663	小堀町66番地1
	しらやま保育園	90	103 {0}	33	943.72	木造平屋	5,290	加納町990番地
	長浜学舎	180	146 {0}	40	1,306.63	非木造2階	5,034	新庄中町207番地
	速水保育園	90	66 {0}	23	902.28	非木造2階	2,900	湖北町速水2277番地
	小計	1,004	861 {6}	257	8,170.49		24,251	
市外委託			4					
合計		1,439	1,208 {6}	367	11,241.64		35,335	

※園児数・・・{ }内は市外からの受入れ児童数(外数)

4. 認定こども園

令和3年4月1日現在

設置	園名	定員	園児数	職員数	園舎面積 (㎡)	構造	敷地面積 (㎡)	所在地	
長浜市	六荘認定こども園	短時部	30 {0}	61	1,965.09	非木造平屋	8,518	勝町491番地	
		長時部	198						209 {0}
	あざい認定こども園	短時部		81 {0}	84	4,840.55	非木造平屋	20,870	大依町1232番地
		長時部	336	297 {0}					
	びわ認定こども園	短時部		44 {0}	55	2,978.62	非木造平屋	13,760	八木浜町26番地1
		長時部	169	163 {0}					
	とらひめ認定こども園	短時部		10 {0}	42	1,558.89	非木造平屋	4,840	五村371番地1
		長時部	126	126 {0}					
	たかつき認定こども園	短時部		96 {0}	67	2,773.22	木造平屋	11,154	高月町東柳野15番地1
		長時部	240	190 {0}					
	きのもと認定こども園	短時部		42 {0}	41	2,156.54	非木造2階	6,786	木之本町木之本698番地2
		長時部	142	102 {0}					
	よご認定こども園	短時部		10 {0}	20	1,576.02	非木造平屋	8,602	余呉町東野363番地
		長時部	46	51 {2}					
にしあざい認定こども園	短時部		26 {0}	36	2,390.78	非木造平屋	8,988	西浅井町塩津中2066番地	
	長時部	74	63 {0}						
長浜南認定こども園	短時部		6 {0}	12	600.00	非木造平屋	3,308	加田町2727番地	
	長時部	25	20 {0}						
短時部 小計			345 {0}	418	20,839.71		86,826		
長時部 小計		1,356	1,221 {2}						
社会福祉法人	カトリック長浜こども園	短時部	14 {0}	58	1,568.66	非木造2階	3,221	南高田町47番地	
		長時部	235						211 {0}
	レイモンド長浜南こども園	短時部		6 {0}	27	857.34	非木造平屋	2,707	高橋町84番地
		長時部	78	85 {0}					
	レイモンド長浜こども園	短時部		6 {0}	27	600.73	非木造平屋	2,140	南小足町324番地3
		長時部	94	90 {0}					
小谷こども園	短時部		15 {0}	53	1,178.20	非木造2階	6,217	小谷丁野町2481番地1	
	長時部	141	117 {0}						
短時部 小計			41 {0}	165	4,204.93		14,285		
長時部 小計		548	503 {0}						
市外委託			0						
			1						
合計			386 {0}	583	25,044.64		101,111		
		1,904	1,725 {2}						

※園児数・・・{ }内は市外からの受入れ児童数(外数)

5. 保育所保育料(令和3年度利用者負担額表)

※国の幼児教育・保育の無償化制度により令和元年10月からすべての世帯の3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児については無償となりました。

階層区分		利用者負担額[月額] (円)					
		保育標準時間			保育短時間		
		0, 1, 2歳児	3歳児	4, 5歳児	0, 1, 2歳児	3歳児	4, 5歳児
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
C1	均等割の額のみ課税世帯	9,600	0	0	9,800	0	0
		(4,800)	(0)	(0)	(4,900)	(0)	(0)
	ひとり親世帯等	4,100	0	0	4,200	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
C2	48,600円未満	13,700	0	0	14,000	0	0
		(6,850)	(0)	(0)	(7,000)	(0)	(0)
	ひとり親世帯等	6,100	0	0	6,300	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
D1	48,600円以上72,800円未満	21,100	0	0	21,500	0	0
		(10,550)	(0)	(0)	(10,750)	(0)	(0)
	ひとり親世帯等	6,300	0	0	6,400	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
D2	72,800円以上97,000円未満	26,500	0	0	27,000	0	0
		(13,250)	(0)	(0)	(13,500)	(0)	(0)
	72,800円以上77,101円未満でひとり親世帯等	7,900	0	0	8,100	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
D3	97,000円以上133,000円未満	33,400	0	0	34,000	0	0
		(16,700)	(0)	(0)	(17,000)	(0)	(0)
D4	133,000円以上169,000円未満	37,300	0	0	38,000	0	0
		(18,650)	(0)	(0)	(19,000)	(0)	(0)
D5	169,000円以上211,200円未満	44,700	0	0	45,500	0	0
		(22,350)	(0)	(0)	(22,750)	(0)	(0)
D6	211,200円以上301,000円未満	51,600	0	0	52,500	0	0
		(25,800)	(0)	(0)	(26,250)	(0)	(0)
D7	301,000円以上397,000円未満	59,900	0	0	61,000	0	0
		(29,950)	(0)	(0)	(30,500)	(0)	(0)
D8	397,000円以上	69,700	0	0	71,000	0	0
		(34,850)	(0)	(0)	(35,500)	(0)	(0)

- ① 各階層の下段()内は第2子の金額です。第3子以降は階層にかかわらず無料になります。
- ② 4月から8月までは前年度市町村民税で、9月から3月までは当該年度市町村民税で算定します。
- ③ 階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得および寄付金税額控除の適用はありませんのでその控除前の税額で算定します。
- ④ 保育料は月額です。日割り計算は行いません。
- ⑤ 1か月すべてお休みされても、在籍している限り、その月の保育料がかかります。

※表中の「ひとり親世帯等」とは次に掲げる世帯をいいます。

「ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯

「在宅しょうがい児(者)のいる世帯」…次に掲げる世帯をいう。

- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等、特に困窮しているると市町が認めた世帯

○学校給食センター

令和3年4月1日現在

施設名	所在地	建築年月	延床面積 (㎡)	調理能力 食数/日	提供食数 食数/日	提供 校園数	調理・ 運搬体制	調理場 形態	炊飯 設備
長浜南部 学校給食センター	南田附町535	H25. 3	4,395.16	9,000	7,842	9園 9小学校 5中学校 1義務教育学校	民間委託	ドライ 方式	あり
長浜北部 学校給食センター	高月町高月684-1	H30. 7	2,952.33	3,500	3,300	14小学校 5中学校 1義務教育学校	民間委託	ドライ 方式	あり